

平成29年
1月から

健保組合でも
利用が始まります

マイナンバーの取得に ご協力をお願いします

すでに社会保障・税・災害対策の手続きなどで利用されているマイナンバー。来年1月からは、健保組合の事務(保険料の徴収や被扶養者の資格確認など)でも利用が始まる予定です。

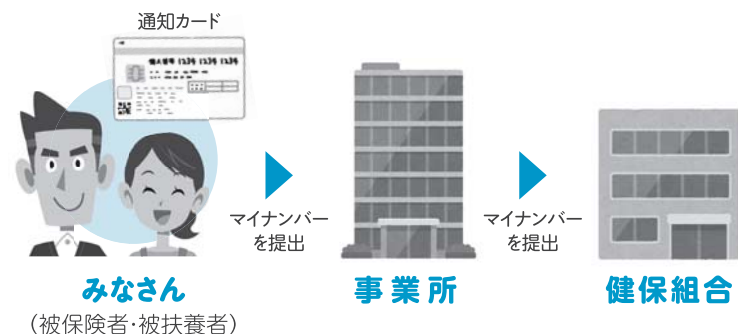
当健保組合では、平成28年11月15日までに事業所を通じてみなさんのマイナンバーを取得させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※任意継続被保険者の方には別途ご案内いたします。



マイナンバー 取得の流れ

市区町村からみなさんに届いた通知カードに記載されているマイナンバーを、事業所のご担当者にお伝えください。事業所を経由して健保組合がマイナンバーを取得させていただきます。



平成29年
1月からは

申請・届け出に マイナンバーが必要になります

被扶養者の異動や
資格確認に…



各種給付の申請に…



任意継続の手続きに…



平成28年12月末日までは、マイナンバーではなく従来通り住民票等の添付が必要です。詳細は当健保組合のホームページなどでご確認ください。

名古屋木材健康保険組合 検索

【トップページ】▶【届け出・手続き】

マイナンバー制度

今後の予定

情報連携が進み、より便利に

今後は顔写真付きの「個人番号カード」に保険証の機能(受診時のオンライン資格確認)の付加、各種社会保険料の支払い状況や行政がもっている個人の情報を確認できる「マイナポータル(情報提供等記録開示システム)」の運用開始などが予定されています。



個人情報保護について

マイナンバー(個人番号)を含む個人情報は、本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用してはならないと定められています。当健保組合では法律やプライバシーポリシーを遵守し、皆様の個人情報を適切に取り扱います。プライバシーポリシーなどの詳細は当健保組合ホームページをご覧ください。

インフルエンザ 予防接種を受けましょう



健保組合が接種費用を補助します!

今年度も、当健保組合はインフルエンザ予防接種の費用補助を行います。インフルエンザは重症化すると、肺炎や脳症などの重い合併症を起こすことがあります。予防接種は重症化を防ぐ効果がありますので、手洗いやマスクの着用などの対策を実行するとともに、今年も受けておきましょう。

接種の受け方は3通りです。事前に申込みのあった被保険者の方には、指定の会場や巡回先で受けられる「集団接種」を実施します(1・2)。申込みをされていない方や被扶養者の方は、いったん全額を自己負担し、領収証を提出することで補助が受けられる「償還払い方式」(3)で接種してください。

※満65歳以上の方は各市区町村でも補助を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の担当課へお問い合わせください。

※各市区町村にて補助を受けられる方は、健保組合の補助を受けられません。

1 会場で接種

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)
※補助額は1,000円。

実施会場	第1会場	第2会場	第3会場
	木材会館 健保応接室 (中区松原)	東海木材相互市場 (丹羽郡大口町)	名古屋港 木材会館 (海部郡飛島村)
日時	11月 16日(水) 11:30~13:30	11月 17日(木) 11:30~13:30	11月 18日(金) 11:30~13:30

2 巡回先で接種

申込みをされた方のみ(受付はすでに終了しています)
会場や日時は所属事業所の指示に従ってください。
※補助額は1,000円。

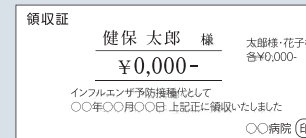
3 償還払いで接種

事前の申込みは不要です。
被扶養者の方も補助を受けられます。

対象者	当健保組合の被保険者・被扶養者 (それぞれ年度内1回)	対象期間	平成28年10月1日~平成29年1月31日 接種分
補助金額 (期間内1回限り)	被保険者/1,000円まで 被扶養者/500円まで	実施施設	最寄りの医療機関など
申請方法	いったん全額を負担したのち、申請により補助を受けられます。医療機関などで予防接種を受けたことが明記された領収証※を受け取り、申請用紙と一緒に所属事業所担当課へご提出ください。(申請用紙は後日送付予定)		

※領収証に についての注意

・「インフルエンザ予防接種代」が明記されていること
・コピー不可(原本のみ可)
・予防接種を受けた方の氏名が明記されていること
(家族で同じ日に接種するなどして、複数人で1枚の領収証の場合は、それぞれの氏名・金額が明記されていること)



平成28年10月から

社会保険の加入対象が広がりました

これまで、おおむね週30時間以上働く人が社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入対象でしたが、平成28年10月からは、パートやアルバイトなど短時間で働く人なども対象となりました。また、兄弟が被扶養者になるための条件が緩和されました。

■ 下記すべての項目に該当する場合、勤め先の社会保険に加入します

- ✓ 従業員501人以上の事業所に勤めている
- ✓ 1週間の所定労働時間が20時間以上である
- ✓ 雇用期間が1年以上見込まれる
- ✓ 1ヵ月の所定内賃金が88,000円(年収106万円)以上である
- ✓ 学生でない

健康保険の二重加入はできません!

被扶養者がパート等の勤務先で新たに健康保険に加入した場合は、必ず「被扶養者(異動)届」に必要書類を添えて当健保組合に提出してください。当健保組合の被扶養者削除の手続きをせずに保険証を使って医療機関を受診した場合、医療費の健保負担分全額を請求させていただきます。



■ 「兄弟」は別居でも被扶養者として認められます

これまで「兄・姉」は被保険者と同居していなければ被扶養者として認められませんでした。10月からは「弟・妹」と同じく収入や生計維持関係の条件を満たせば、同居・別居問わず被扶養者として認定されます。

被扶養者に異動があった場合は、5日以内に健保組合へ申請を!

申請用紙は健保組合ホームページよりダウンロードできます。

名古屋木材健康保険組合

検索

【トップページ】▶【申請用紙ダウンロード】

治療用装具の作製にご注意ください

治療用装具は、病気やけがの治療を目的として医師の指示のもと一時的に使われるものです。

作製費用は原則全額自己負担ですが、一定の条件を満たす場合に療養費を申請すると、健保から作製費用の7割(年齢により8割)を支給されます。

しかし近年、支給基準を満たさずに申請する事例が多く見られますので、下記の注意点を今一度ご確認ください。

療養費が支給されるためには、下記の支給対象要件をすべて満たしていなければなりません

- 治療上、必要不可欠な範囲のもの
- 厚生労働省の定めた方法により、オーダーメイドで作製されたもの
- 保険診療の範囲内では対処できないもの
- 症状固定前のもの

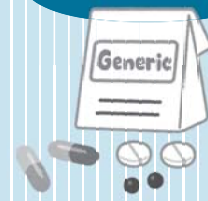
▼ 以下のような目的の装具は、支給対象外です

- ・ 洗い替えなど日常生活の利便性のためのもの
- ・ スポーツ・リハビリなど、一時的に着用するもの
- ・ 外反母趾のために作製した靴など、原因疾患の治療を目的としないもの
- ・ 美容を目的としたもの
- ・ 保険診療の範囲内の医療処置で対処可能なもの
- ・ 症状固定後に使用するもの(市区町村の福祉制度の対象になります)
- ・ 市販の既製品を加工・転用したもの など



医師や義肢装具士に保険適用で安くと言われても、必ずしも支給対象となるわけではありません。当健保組合による審査のうえ、適正な申請かどうか判断したうえで支給いたします。みなさんに納めていただく保険料を大切に使うため、ご理解くださいますようお願いいたします。

対象者の方に



ジェネリック医薬品の案内通知をお送りします

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れたあとに販売される、新薬と同じ有効成分・同じ効き目で価格の安いお薬です。当健保組合では、ジェネリック医薬品に切り替えると医療費の節約が見込める方を対象に、ジェネリック医薬品の案内通知をお送りしています。

▼ 通知書のイメージ

ジェネリック医薬品をお使いいただくために(ご案内)

あなたが今回処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更すると
1,596円
あなたの負担金額を減らすことができます。

事業所 222 もっけん 株式会社
記号番号 222-1234
木村 花子 様
(被保険者氏名 木村 太郎 様) 〒460-0017 名古屋市中区松原2丁目18-10 名古屋木材健康保険組合 052-321-7025

今回処方された先発医薬品				変更可能なジェネリック医薬品	
年/月	薬品名	薬価	数量	支払金額	減らせる金額
平27/11	〇〇カプセル100mg	79.30	12カプセル	288	△△カプセル100mg 84
平27/11	××錠5μg	85.20	56錠	1428	●●錠5μg 672
平27/11	◆◆錠5mg	7.80	56錠	168	□□錠5mg 84
平27/12	××錠6μg	85.20	56錠	1428	●●錠6μg 84
平27/12	◆◆錠6mg	7.80	56錠	168	□□錠6mg 84
平27年11月 ~ 平28年2月 の合計額				3480	減らせる合計金額 596

※薬局や病院でお薬をもらっている方の中で、比較的ジェネリック医薬品に切り替えやすく、かつ自己負担額の軽減が見込めるお薬をお送りしています。
※あなたがジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額がどれくらい軽減できるのかを一例としてお知らせしています。
※ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在する場合があります。実際の減らせる額にも補がありますので、目でご確認ください。
※記載された先発医薬品やジェネリック医薬品の詳しい内容は医師または薬局の薬剤師にお尋ねください。

※支払金額は、負担割合(1割~3割)にもつづいた計算であり、窓口での支払金額と異なる場合があります。
※医師の判断によりジェネリック医薬品への変更ができなかったり、薬局にて別のジェネリック医薬品が処方される場合があります。

今回処方されたジェネリック医薬品				今回ジェネリック医薬品が処方されたので先発医薬品の場合と比べ	
年/月	薬品名	薬価	数量	支払金額	減らせる金額
平27/11	〇〇錠250mg	6.10	60錠	110	245円
平27/11	▲▲錠6mg	7.70	56錠	129	
平27/12	〇〇錠250mg	6.10	60錠	110	
平27年11月 ~ 平28年2月 の合計額				349	あなたの負担額が削減されました!

あなたが今回処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に変更すると
1,596円
あなたの負担金額を減らすことができます。

すべてジェネリック医薬品に変更した場合に、合計でどれだけ安くなるかがわかります。

今回処方された先発医薬品				
年/月	薬品名	薬価	数量	支払金額
平27/11	〇〇カプセル100mg	79.30	12カプセル	288
平27/11	××錠5μg	85.20	56錠	1428

処方された薬(先発医薬品)の名称と、処方された日付、薬価(単価)、数量、支払った金額を記載しています。

変更可能なジェネリック医薬品	
薬品名	減らせる金額
△△カプセル100mg	84
●●錠5μg	672

変更できるジェネリック医薬品と、いくら安くなるのかがわかります。

ジェネリック医薬品に切り替えるには?

- 1 「ジェネリック希望」と医師に伝える
- 2 処方せんの記載内容を確認する
処方せんの「変更不可」欄に
☑か×がなければ、薬局でも変更できます。
- 3 処方せんを提出し、ジェネリックをもらう
「ジェネリック医薬品お願いカード」があれば、処方せん、保険証と一緒に提出しましょう。

ただし

こんな場合は、ジェネリックがもらえません

- 処方された薬にまだジェネリック医薬品がない場合
- 薬局にジェネリック医薬品がない場合

新薬とジェネリック医薬品は、まったく同じ薬なの?

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を同じ量含有し、用法、用量、効能・効果も同等の薬です。より飲みやすくするために添加剤や大きさ・色が違うことがあります。先発医薬品と同じ早さで同じ量の有効成分が体内に吸収されるかを確認する試験によって、厚生労働省が効き目や安全性に違いのないことを認めています。

